



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎 週 火 曜 日

## 目 次 条 例

- ▽神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例  
 [交通局営業推進課] 3040
- ▽神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例  
 [交通局営業推進課] 3041

## 告 示

- ▽令和元年第2回定例会の招集  
 [行財政局財政部財務課] 3045
- ▽神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等（子育てのための施設等利用給付支給認定通知書ほか）  
 [行財政局業務改革課] 3045
- ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局西建設事務所] 3046
- ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局東部建設事務所] 3047
- ▽放置自転車等の撤去及び保管  
 [建設局中部建設事務所] 3049
- ▽瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧  
 [環境局環境保全部環境保全指導課] 3051

## 公 告

- ▽土地の譲受人の公募（須磨区横尾（横尾団地））  
 [都市局新都市事業部事業管理課] 3054
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（神戸市総合児童センター既存杭等撤去他工事）  
 [行財政局財政部契約監理課] 3056
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（湊町1丁目地区他污水管改築更新工事（その2））  
 [行財政局財政部契約監理課] 3058
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（摩耶埠頭舗装改良工事（その3））  
 [行財政局財政部契約監理課] 3061

- ▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（樋谷川改修工事（福谷工区）その1）  
 [行財政局財政部契約監理課] 3063
- ▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札による契約の締結（六甲アイランドフェリーバース（RF-2）岸壁附帯設備改良工事）  
 [行財政局財政部契約監理課] 3066
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（自動搬氷装置付製氷機）  
 [行財政局財政部契約監理課] 3069
- ▽認可地縁団体が所有する不動産の所有権保存又は所有権移転に係る登記に関する異議を述べるべき旨の公告  
 [市民参画推進局市民協働課] 3073
- ▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧  
 [都市局計画部景観政策課] 3074
- ▽開発行為に関する工事の完了（垂水区五色山）  
 [都市局計画部指導課] 3075
- ▽開発行為に関する工事の完了（灘区鶴甲）  
 [都市局計画部指導課] 3075
- ▽緑地協定の認可及びその写しの供覧（摩耶シティSTATION GATE緑地協定）  
 [建設局公園部計画課] 3076
- ▽開発行為に関する工事の完了（北区菖蒲が丘）  
 [都市局計画部指導課] 3076

## 区 役 所

- ▽自動車臨時運行許可番号標の失効  
 [長田区総務部市民課] 3077

## 水 道 局

- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（口径20mm水道メーター（新調品）購入その4）  
 [水道局西部センター] 3077
- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結（口径20mm水道メーター（修理品）その4）  
 [水道局西部センター] 3081
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（垂水（福田4丁目）配水管取替工事）  
 [水道局事業部配水課] 3086

**交 通 局**

- ▽一般競争入札による特定調達契約の締結  
(バス料金収受システムの購入)  
[交通局総務課] 3088

**教 育 委 員 会**

- ▽尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則  
[教育委員会事務局学校教育部児童生徒課] 3092

**選 挙 管 理 委 員 会**

- ▽法定連署数の告示  
[選挙管理委員会事務局] 3094

**そ の 他**

- ▽消費税率変更に伴う料金の変更(西神戸有料道路ほか)  
[神戸市道路公社総務企画部総務課] 3095

条 例
-----

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月9日

神戸市長 久元喜造

### 神戸市条例第20号

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例（昭和37年3月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「8,400円」を「8,820円」に改め、同号イ中「7,200円」を「7,430円」に改める。

第4条を次のように改める。

（近郊区の料金及び乗車券の種類）

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は、次に掲げる範囲内において管理者が定める。

(1) 普通料金

ア 共用区路線（近郊区内において均一料金制をとる路線その他管理者が別に定める区間。次号において同じ。）

(ア) 大人 1乗車につき 210円

(イ) 小児 1乗車につき 110円

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において、乗車の対象となる区間の距離に応じて管理者が定める金額

(ア) 大人 1乗車につき 初乗り区間にあつては170円、路線内において距離が最長となる区間にあつては560円

(イ) 小児 (ア)に基づき定める大人の料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）

(2) 定期料金

ア 共用区路線

(ア) 通勤定期券 1箇月につき 8,820円

(イ) 通学定期券 1箇月につき 7,430円

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において、乗車の対象となる区間の距離に応じて管理者が定める金額

(ア) 通勤定期券 1箇月につき 初乗り区間にあつては7,140円、定期券を発売する区間のうち、路線内において距離が最長となる区間にあつては21,000円

(イ) 通学定期券 1箇月につき 初乗り区間にあつては6,020円、定期券を発売する区間のうち、路線内において距離が最長となる区間にあつては17,700円

2 前項の規定に基づき近郊区の料金及び乗車券の種類を定めるに当たっては、他の交通機関と営業区域及び路線が競合し、かつ、運輸協定の締結に基づいて相互に乗り入れ運転又は直通

運転を行う場合その他路線の性質上これに準ずる場合においては、当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類を考慮して定めるものとする。

- 3 前条第2項から第4項までの規定は、近郊区に係る料金の取扱い及び発行する乗車券の種類について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第4条第1項及び同条第3項において準用する第3条第2項」と読み替えるものとする。

第10条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第13条第2項中「510円」を「520円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### (経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第4条の規定に基づき発行された回数券については、神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第14条の規定にかかわらず、当分の間、この条例の施行後においても、なお使用することができるものとする。この場合において、この条例による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第4条第1項第1号の規定に基づき定められた普通料金の金額が当該回数券の券面に表示されている乗車料金に係る金額よりも多額になるときは、管理者は、差額の追徴を行うものとする。
- 3 施行日前に神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第8条第1項の規定に基づき発売された定期券であってこの条例の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては、この条例による神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の改正に伴う料金の変更の有無にかかわらず、なお従前の例により使用することができるものとする。
- 4 施行日前に神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第12条の2第1項の規定に基づき発売された前払式料金カードであってこの条例の施行の際に支払うことができる料金に残額があるものについて、施行日以後に本市乗合自動車に関して支払のために使用した場合には、当該残額からこの条例による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の規定に基づく料金の分が差し引かれるものとする。この場合において、当該残額が支払うべき料金の額に満たないときは、当該残額の全額が差し引かれるものとし、かつ、当該前払式料金カードの所持人は、支払うべき料金の残りの額を別の手段で支払わなければならないものとする。

---

神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月9日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例

神戸市高速鉄道乗車料条例（昭和52年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「230円」を「240円」に、「270円」を「280円」に、「340円」を「350円」に、「370円」を「380円」に、「400円」を「410円」に、「430円」を「440円」に、「460円」を「470円」に改め、同号イ及び同項第3号中「その端数金額を切り上げるものとする。」を「これを切り上げて得た額」に改め、同号アの表中

「

8,020円	4,940円
9,230円	5,680円
10,430円	6,420円
12,030円	7,410円
13,240円	8,150円
14,440円	8,890円
15,640円	9,630円
16,850円	10,370円
18,050円	11,110円

を

」

「

8,160円	5,030円
9,400円	5,780円
10,620円	6,530円
12,250円	7,540円
13,480円	8,300円
14,700円	9,050円
15,920円	9,800円
17,160円	10,560円
18,380円	11,310円

に改め、同号エの表中

」

「

16,110円	17,980円	12,040円
18,520円	20,680円	13,840円
20,940円	23,380円	15,650円
24,160円	26,970円	18,060円
26,580円	29,670円	19,870円
29,000円	32,370円	21,670円
31,400円	35,060円	23,480円
33,820円	37,760円	25,280円

を

36,240円	40,450円	27,090円
---------	---------	---------

」

「

16,400円	18,310円	12,260円
18,860円	21,060円	14,090円
21,320円	23,810円	15,930円
24,600円	27,460円	18,390円
27,070円	30,210円	20,230円
29,530円	32,960円	22,070円
31,980円	35,700円	23,910円
34,440円	38,450円	25,740円
36,910円	41,190円	27,590円

に改め、同号オを次のように

」

改める。

オ 大学生（大学等（学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が大学等と同等の機能を有すると認める施設に通学するために本市高速鉄道を利用する者をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

第3条第1項第3号に次のように加える。

カ 高校生（高等学校等（学校教育法第1条に規定する高等学校，中等教育学校（後期課程に限る。），特別支援学校（高等部に限る。）又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が高等学校等と同等の機能を有すると認める施設に通学するために本市高速鉄道を利用する者をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

キ 中学生（中学校等（学校教育法第1条に規定する中学校，義務教育学校（後期課程に限る。），中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が中学校等と同等の機能を有すると認める施設に在学する者（これらに準ずる者として管理者が認めるものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

ク 小児に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額

第6条第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに掲げる者で第3条第1項第3号の通学定期料金を支払つたもの 通学定期券

ア 第3条第1項第3号オに規定する大学生

イ 第3条第1項第3号カに規定する高校生

ウ 第3条第1項第3号キに規定する中学生

エ 学校教育法第1条に規定する幼稚園，小学校，義務教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（幼稚部及び小学部に限る。）又は管理者がこれらと同等の機能を有すると認める施設に在学する小児（これらに準ずる小児として管理者が認める小児を含む。）

第6条に次の1項を加える。

2 前項第2号の通学定期券については，同号アからエまでに掲げる対象者の区分その他の事由に応じて，種類を設けるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に神戸市高速鉄道乗車料条例第5条の規定に基づき発行された回数券については，この条例による神戸市高速鉄道乗車料条例の改正に伴う料金の変更の有無にかかわらず，なお従前の例により使用することができるものとする。

3 施行日前にこの条例による改正前の神戸市高速鉄道乗車料条例第6条の規定に基づき発行された定期券であってこの条例の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては，この条例による神戸市高速鉄道乗車料条例の改正に伴う料金の変更及び定期券の種類の変更の有無にかかわらず，なお従前の例により使用することができるものとする。

4 施行日前に神戸市高速鉄道乗車料条例第8条の2第1項の規定に基づき発売された前払式料金カードであってこの条例の施行の際に支払うことができる料金に残額があるものについて，施行日以後に本市高速鉄道に関して支払のために使用した場合には，当該残額からこの条例による改正後の神戸市高速鉄道乗車料条例の規定に基づく料金の分が差し引かれるものとする。この場合において，当該残額が支払うべき料金の額に満たないときは，当該残額の全額が差し引かれるものとし，かつ，当該前払式料金カードの所持人は，支払うべき料金の残りの額を別の手段で支払わなければならないものとする。

告 示
-----

**神戸市告示第539号**

令和元年 9 月 18 日神戸市役所内に第 2 回定例会市会を招集する。

令和元年 9 月 11 日

神戸市長 久 元 喜 造

**神戸市告示第540号**

神戸市公印規則（昭和52年 3 月規則第111号）第 9 条第 1 項の規定により電子印を使用することができる文書の名称，電子計算機に記録する公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法を，同条第 2 項の規定により，次のとおり告示する。

令和元年 9 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様式	書 体	
子育てのための施設等利用給付 支給 認定通知書	市長の印	2	隸書	方15
子育てのための施設等利用給付 支給 認定却下通知書	市長の印	2	隸書	方15
子育てのための施設等利用給付 支給 認定取消通知書	市長の印	2	隸書	方15
子育てのための施設等利用給付 支給 認定遅延通知書	市長の印	2	隸書	方15
納入通知書兼領収証書（納付書・払込 書）	市長の印	2	隸書	方15
督促状	市長の印	2	隸書	方15
催告状	市長の印	2	隸書	方15
子育てのための施設等利用給付 戻入 金充当通知書	市長の印	2	隸書	方15
子育てのための施設等利用給付 過誤 納金還付通知書	市長の印	2	隸書	方15



**神戸市告示第542号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月24日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西神保管所及び学園都市保管所

(ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

(イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

**別表**

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台	令和元年8月2日	西区玉津町今津字宮の西333番の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
		自転車 8台	令和元年8月7日	
		自転車 7台 原動機付自転車 1台	令和元年8月19日	
		自転車 2台	令和元年8月27日	
	西神南駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台	令和元年8月5日	
		自転車 8台	令和元年8月22日	
	西神中央駅周辺 自転車駐輪場内長期放置	自転車 1台	令和元年8月27日	
	西神南駅周辺 自転車駐輪場内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車	令和元年8月2日	
西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 11台	令和元年8月9日		

西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台	令和元年8月9日
	学園都市駅周辺 自転車駐輪場内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和元年8月29日
	伊川谷駅周辺 自転車駐輪場内長期放置	自転車 1台	

### 神戸市告示第543号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月24日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

### 別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺	自転車 14台	令和元年8月2日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 5台		

	大石駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 4台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和元年8月6日
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 1台	令和元年8月8日
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30台 原動機付自転車 17台	
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和元年8月9日
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 1台	令和元年8月19日
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	

	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6 台 1 台	
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台	
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5 台 0 台	
稗原保管所 灘区上河原通 1 丁目 1 番	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	35 台 8 台	令和元年 8 月 22 日
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町 1 番 5 号	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3 台 0 台	令和元年 8 月 26 日
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	
	青木駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	
	J R 住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	9 台 2 台	
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 1 台	
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	8 台 0 台	
稗原保管所 灘区上河原通 1 丁目 1 番	灘駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5 台 0 台	令和元年 8 月 29 日
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台	
	岩屋駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	
	灘区管内 自転車等長期放置	自転車 原動機付自転車	20 台 1 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町 1 番 5 号	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	8 台 0 台	
	東灘区管内 自転車等長期放置	自転車 原動機付自転車	28 台 1 台	

### 神戸市告示第544号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 9 月 24 日

神戸市長 久元 喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所，自転車等が置かれ，又は放置されていた場所，撤去し，及び保管した自転車等の台数，撤去し，及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

三宮保管所及び湊町保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日，祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は，当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは，その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは，当該自転車等の所有権は，本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ，又は放置されていた場所	撤去し，及び保管した自転車等の台数	撤去し，及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和元年8月5日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 2台		
	駐輪場内	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42台 原動機付自転車 0台	令和元年8月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 2台		
	駐輪場内	自転車 7台 原動機付自転車 1台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 45台 原動機付自転車 0台	令和元年8月22日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 64台 原動機付自転車 4台	令和元年8月30日	
	中央区・兵庫区長期放置	自転車 123台 原動機付自転車 1台	令和元年8月31日	

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	23台 2台	令和元年8月2日
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	19台 3台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	68台 0台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	13台 0台	令和元年8月9日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	14台 1台	
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2台 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	48台 1台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	3台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	14台 1台	令和元年8月19日
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10台 0台	
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4台 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	17台 2台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	22台 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10台 1台	令和元年8月27日
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 0台	
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	12台 0台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7台 0台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	7台 0台	

### 神戸市告示第545号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該特定施設の設置による環境への影響についての調査に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月24日

神戸市長 久元 喜造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 川崎重工業株式会社  
 住所 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号  
 代表者 代表取締役社長 金花 芳則
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 名称 川崎重工業株式会社 西神戸工場  
 所在地 神戸市西区蘆谷町松本234番地
- (3) 特定施設に関する事項  
 ア 特定施設の種類  
 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1  
 第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設  
 イ 特定施設の概要  
 別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理に関する事項  
 別表2のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和元年9月24日から令和元年10月15日
- (2) 場所 神戸市環境局環境保全部環境保全指導課

別表1 特定施設の概要

種 類		65号	
		酸又はアルカリによる表面処理施設	
能力・基数		タンク容量46L×2基	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		工事着手10日後	
使用開始予定年月日		完成後翌日	
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要		8：00～18：00, 20：00～翌6：00 18時間（昼休み2時間停止） 季節的変動なし	
項 目		通 常	最 大
汚水等の 汚染状態 及び量	水素イオン濃度	9～10	11
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	5,000～20,000	20,000～40,000
	化学的酸素要求量（mg/L）	4,000～5,000	5,000～10,000
	浮遊物質（mg/L）	0～50	50～500
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	300～2,000	2,000～10,000
	窒素含有量（mg/L）	500～900	900～5,000

	りん含有量 (mg/L)	0～100	0～500
	2基合計汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	0.004	0.006
備考	汚水は全量を廃棄物処理業者に処理を委託する。		

別表2 汚水等の処理に関する事項

施設名		総合排水処理施設			
構造・主要寸法		水槽－鉄筋コンクリート 機械－鋼板製 17,000L×25,950W			
能力		600m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理の方式		生物処理, 凝集加圧浮上, ろ過			
工事の着手予定年月日 完成予定年月日 使用開始予定年月日		既設			
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要		常時 24時間 季節的変動なし			
処理前及び 処理後の 汚水等の 状態及び 量	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6.0～8.0	5.8～8.6	6.0～8.0	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	24	30	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/L)	26	30	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	31	50	15	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	8	10	3.5	4
	窒素含有量 (mg/L)	15	22	14	20
	りん含有量 (mg/L)	4.5	5	4.1	4.8
排水量 (m <sup>3</sup> /日)	520	579	520	579	
備考					



公 告
-----

**神戸市公告第655号**

須磨区横尾（横尾団地）において、生活利便施設の建設・運営に供する土地の譲受人を公募します。

令和元年9月6日

神戸市長 久 元 喜 造

**1 分譲場所**

神戸市須磨区横尾三丁目6番

**2 分譲面積**

公簿 607.51㎡

実測 607.05㎡

**3 申込資格**

次の各号の要件を全て満たすこと。

(1) 事業に必要な資金（土地購入代金等）がある者。

(2) 以下の事項に該当しないこと。

① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

② 神戸市（以下「本市」という。）における不動産の売払いに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると本市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。

オ 本市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

③ 買受けた不動産を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。

④ 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。

ア 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者。

イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。

ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非

難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等でないこと。（いただいた法人等情報を入札参加資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、買戻権の行使、契約解除の対象となります。）

(4) 共同事業者の場合は、以下によること。

- ① 全ての構成員が、上記(1)から(3)の要件を全て満たしていること。
- ② 構成員全員が土地を共有し、事業を行うこと。
- ③ 本市との分譲手続きを円滑に行うため、構成員のうち一者を、分譲申込み、入札、契約締結、保証金・譲渡代金等の納入及び還付金の受け取り並びにその他これらに付帯する一切の責務を代表する者（以下「代表事業者」という。）として定めること。
- ④ 申込み後に構成員を変更・追加すること、あるいは共有持分を変更することは原則として認めません。
- ⑤ 構成員のうち、代表事業者の本件土地の共有持分は2分の1を超えるものとする。
- ⑥ 落札後、土地譲渡契約（以下「譲渡契約」という。）及び所有権移転登記は、分譲申込書に記載された構成員全員の連名で行うものとし、当該連名の構成員が契約の履行について連帯して責任を負うものとし、
- ⑦ 代表事業者から本市へ提出された書類及び本市からの照会に対する代表事業者からの回答は、構成員全員の合意のうえで提出又は回答がなされたものとみなします。また、本件に係る連絡等は、本市から代表事業者の連絡担当者に対して行うことにより、構成員全員に連絡等がなされたものとします。

#### 4 土地利用条件等

- (1) 横尾団地の地域住民の利便に供する生活利便施設を建設・運営すること。生活利便施設は、専用住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿及び政治的又は宗教的な用途に供する施設を除く、第一種低層住居専用地域で建築することができる用途であること。  
なお、上記の内容については、事業計画書で明瞭に記載すること。  
具体的な業種について不明な点がある場合には、事前に本市に問い合わせること。
- (2) 本件土地の引渡しの日から起算して3年以内に生活利便施設の建設工事を完了すること。
- (3) 譲渡契約締結の日から起算して10年間は、上記(1)(2)で定める用途に供すること。
- (4) 本件土地の全てを、申込み時に提出した事業計画書及び設計図書に基づいて、生活利便施設を建設し事業の用に供すること。
- (5) 路上駐車等で周辺の迷惑にならないよう、駐車スペース等を十分確保すること。車両の出入口の位置・幅員等について本市の関係部局等と協議し、周辺交通及び歩行者の通行の妨げにならないよう通行の安全確保を図ること。
- (6) 開発行為に該当する場合、敷地の一部を道路用地として寄附又は帰属が必要となる場合があるため、本市の関係部局等と協議すること。
- (7) 譲渡契約締結の日から起算して10年以内に、本市の承認を得て本件土地の所有権を移転する場合、若しくは生活利便施設の出店者に変更がある場合、上記(1)から(6)の義務を書面により承継させること。

## 5 「実施要領」及び申込用紙の配布期間、配布場所等

## (1) 配布期間

令和元年9月9日（月）から令和元年9月30日（月）まで

（本市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 配布場所及び問い合わせ先

都市局新都市事業部事業管理課（三宮国際ビル9階）

電話番号078-595-6781

## 6 申込書類の受付

## (1) 申込受付日（事前の電話予約が必要）

令和元年11月11日（月）から令和元年11月15日（金）午前9時から午後5時まで

## (2) 申込場所

都市局新都市事業部事業管理課（三宮国際ビル9階）

## (3) 方法

「実施要領」に定める提出書類を持参すること

## 7 入札日

令和元年12月19日（木）

## 8 契約時期

令和元年12月下旬予定

**神戸市公告第662号**

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年9月11日

神戸市長 久元喜造

## 1 入札に付する事項

工事名	神戸市総合児童センター既存杭等撤去他工事
工事場所	神戸市兵庫区上庄通1丁目1番
完成期限	令和2年3月20日
工事概要	既存杭等解体撤去他工事一式、これに伴う土工事他一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
----	------

建設業の許可	解体工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	平成30・31年度神戸市競争入札参加資格において「解体」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※ なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階  
契約監理課（電話番号 078-322-5146・7）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

提出期間	令和元年9月11日（水）～9月24日（火） ※ 土曜、日曜、祝日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和元年9月25日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和元年9月26日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和元年9月27日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)	当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
-----	--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第663号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年9月11日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	湊町1丁目地区他污水管改築更新工事（その2）
工事場所	神戸市兵庫区湊町1丁目 他

完成期限	令和2年3月31日 ただし、予算繰越の上は令和2年9月30日
工事概要	管きよ更生工φ250-804.12m, φ300-144.61m, 開削工 L=119.01m
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業の許可 下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	平成30・31年度神戸市競争入札参加資格において「管更生」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 公益財団法人「日本下水道新技術機構」の建設技術審査証明を有する管更生工法で、当該工事の全ての本管径に対応するいずれかの工法の使用が可能であること。また、配置予定技術者については、次の①及び②に該当する技術者とする。</p> <p>①上記工法に関する施工監理技術の研修又は講習を修了した者。</p> <p>②下水道管路更生管理技士（一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会）、下水道管路管理専門技士（修繕・改築部門）（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）又は、下水道管きよ更生施工管理技士（一般社団法人 日本管更生技術協会）の資格を有する者。</p> <p>(4) 神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(5) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※ なお、(4)(5)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工</p>

事を除く。), 及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。  
 ※ なお, (2)(4)(5)中の「開札予定日」は, 事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」, 事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階  
 契約監理課 (電話番号 078-322-5146・7)

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については, 入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和元年9月11日(水)～9月24日(火) ※ 土曜, 日曜, 祝日を除く, 電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日時	第1日目 令和元年9月25日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和元年9月26日(木) 午前9時～午後3時
方法	電子入札システムにより, 当該入札案件を検索の後, 当該入札案件について「入札書」を送信した後, 「入札書」, 「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し, 印刷, 保存すること。なお, 「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日時	令和元年9月27日(金) 午前10時30分
方法	開札後, 開札結果に応じて, 以下の通知書を電子入札システムにより発行するので, その内容を確認し, 印刷, 保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

### 8 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は, 無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり, 又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか, 特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)	当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
-----	--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第664号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年 9月11日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 入札に付する事項

工 事 名	摩耶埠頭舗装改良工事（その3）
工事場所	神戸市灘区摩耶埠頭
完成期限	令和2年2月28日
工事概要	舗装工 1式, 区画線工 1式
前 払 金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	舗装工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	舗装A又はB ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
登録業種	平成30・31年度神戸市競争入札参加資格において「舗装」を第1希望又は第2希望として登録していること。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査



	<p>に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※ なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階 契約監理課（電話番号 078-322-5146・7）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和元年9月11日（水）～9月24日（火） ※ 土曜、日曜、祝日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和元年9月25日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和元年9月26日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和元年9月27日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行す

るので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合

「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

## 神戸市公告第665号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年9月11日

神戸市長 久元喜造

### 1 入札に付する事項

工事名	櫛谷川改修工事（福谷工区）その1
工事場所	神戸市西区櫛谷町福谷
完成期限	令和2年6月30日
工事概要	工事延長 L=106.5m, 河川土工 1式, 法覆護岸工 1式, 護床工 1式, 階段工 1式, 構造物撤去工 1式, 仮設工 1式, 1号落差工 1式
前払金	全体の請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※ なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

### 3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	<p>評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p>評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）</p>

### 4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階  
神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5146・7）（以下「契約監理課」

という。)

#### 5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

#### 6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和元年9月11日（水）～9月24日（火） ※ 土曜、日曜、祝日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） ※ 紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。 ※ 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
提出場所	契約監理課

#### 7 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和元年9月25日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和元年9月26日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

#### 8 技術資料提出の日時及び方法

日 時	第1日目 令和元年9月25日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和元年9月26日（木）午前9時～正午、午後1時～午後3時
方 法	契約監理課への持参による。

#### 9 開札予定日時及び方法

##### (1) 入札価格の開札

日 時	令和元年9月27日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

##### (2) 評価値による開札

日 時	令和元年10月4日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点（100点）以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)	当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
-----	--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

**神戸市公告第666号**

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年9月11日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	六甲アイランドフェリーバース（RF-2）岸壁附帯設備改良工事
工事場所	神戸市東灘区向洋町東3丁目
完成期限	令和2年3月31日
工事概要	係船柱取付 2基，防舷材改良 5基

前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用し、開札後に入札参加資格の審査を行う。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
登録業種	平成30・31年度神戸市競争入札参加資格において「港湾土木」を登録業種としていること（希望順位は問わない）。
施工実績	平成16年度以降に元請として受衝板付ゴム防舷材の製作・設置を施工した実績があること。 ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。 また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店又は支店若しくはこれに準じるものを有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。</li> </ul> <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。</li> <li>・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。</li> </ul> <p>※ なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※ なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

## 3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	評価は、標準点（100点）に入札参加者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。 評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所本庁舎 3 号館 3 階  
神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5146・7）（以下「契約監理課」という。）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和元年 9 月 11 日（水）～ 9 月 24 日（火） ※ 土曜、日曜、祝日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前 9 時～午後 8 時） ※ 紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後 5 時までに契約監理課に必着のこと。 ※ 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日 時	第 1 日目 令和元年 9 月 25 日（水）午前 9 時～午後 8 時 第 2 日目 令和元年 9 月 26 日（木）午前 9 時～午後 3 時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。

8 技術資料提出の日時及び方法

日 時	第 1 日目 令和元年 9 月 25 日（水）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 第 2 日目 令和元年 9 月 26 日（木）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時
方 法	契約監理課への持参による。

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和元年 9 月 27 日（金）午前 10 時 30 分を予定
-----	---------------------------------

方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 技術資料の審査等により保留する場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

## (2) 評価値による開札

日 時	令和元年10月4日（金）午前10時30分を予定	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

## 10 落札候補者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ、最低制限価格又は失格基準価格以上の価格をもって入札した者であり、技術評価点が標準点（100点）以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札候補者を決定する。

## 11 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第7条第2号の規定により免除します。

## 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

## 神戸市公告第667号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特



定調達契約」という。)を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年9月11日

神戸市長 久元喜造

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 物品の名称

自動搬氷装置付製氷機

##### (2) 数量

一式

##### (3) 納入場所

神戸市中央卸売市場本場

##### (4) 納入期限

令和2年3月27日まで

##### (5) 物品の特質等

入札説明書(特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。)によります。

#### 2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成30年度及び平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格又は平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。)でないこと。

#### 4 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市行財政局財政部契約監理課(電話番号 078-322-5159)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号 650-8570)

#### 5 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

#### 6 入札説明書の交付期間及び交付方法

##### (1) 交付期間

公告の日から令和元年9月25日(水)まで

##### (2) 交付方法

神戸市電子入札サイト(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)「神戸市ページの

目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和元年9月25日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

ウ 交付方法

無料交付

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和元年9月26日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、押印が必要なもの、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 公告の日の翌日から令和元年9月27日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和元年10月24日（木） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和元年10月25日（金） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和元年10月25日（金）午前10時まで（郵便による入札については、令和元年10月24日（木）午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

イ 提出場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

#### ウ 提出方法

持参又は郵送すること。

#### 9 開札の日時等

##### (1) 開札日時

令和元年10月25日（金）午前10時30分から

##### (2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

##### (3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

#### 10 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

#### 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、1～5号、8～10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合に該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規則第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

#### 13 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 14 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすること

ができます。

15 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局財政部契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和元年9月27日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

入札参加資格の申請書は、行財政局財政部契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

16 Summary

(1) Contract Content : Ice - maker

(2) Quantity : 2set

(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 p.m. September 27, 2019.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 a.m. October 25, 2019.

(5) Applicants can obtain bid application forms at the Contract Administration Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, City of Kobe, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

TEL 078-322-5159

---

**神戸市公告第668号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づき、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため、所有不動産の登記移転等にかかる公告申請があり、当該申請について相当と認めたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和元年9月11日

神戸市長 久元喜造

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称 自彊自治会

(2) 区域

東側は武庫川まで、西側は神戸市北区道場町塩田東中ノ坪3309番地の田地から同所、塩田小前垣内3267番地の田地を結ぶ南北の道路迄とし、この道路を延長して有馬川までの東側とする。但し神戸市北区道場町塩田3259番地1と、同所2及び神戸市北区道場町塩田3261番地2は、この会の区域内とする。

又北側は神戸市北区道場町塩田東中ノ坪3309番地の田地から同所、塩田東下ノ坪3324番地の田地を結ぶ東西の道路と同所、塩田下ノ坪3324番地の田地から同所、塩田山崎3333番地の田地を結ぶ南北の道路を北方に三田市との市境までとする。残りの北側は全て三田市境とする。神戸市北区道場町塩田山崎東3380番地の田地は、この会の区域内とする。

(3) 主たる事務所 神戸市北区道場町塩田2780番地8

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
原野	991㎡	神戸市北区道場町塩田字前川原下3233番23

上記土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
福田 平三郎	神戸市北区道場町塩田2715番地
下岡 義雄	神戸市北区道場町塩田2844番地
福田 隼人	神戸市北区道場町塩田2531番地

3 申請事項に関し異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べる期間

令和元年9月11日から令和元年12月11日まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による

6 異議申出書提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市市民参画推進局市民協働課

神戸市公告第669号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第31条の9第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局計画部景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和元年9月12日

神戸市長 久元喜造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

三菱重工業株式会社 神戸造船所長 長屋 充  
神戸市兵庫区和田崎町1丁目1番1号

2 代理者および設計者の氏名、住所及び電話番号

(代理者)

株式会社高橋上田設計事務所 高谷 元規  
大阪市西区新町1丁目4番21号（大幸ビル）

06-6533-0971

(設計者)

MH I プラントエンジニアリング&コンストラクション株式会社 藤田 秀紀  
神戸市兵庫区笠松通9丁目2番19号  
078-672-4745

### 3 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市兵庫区和田崎町1丁目1番1号
- (2) 敷地面積 約 621399.34平方メートル
- (3) 建築面積 約 4112.34平方メートル
- (4) 延べ面積 約 45629.69平方メートル
- (5) 高さ 約 52.80メートル
- (6) 構造 鉄骨造
- (7) 階数 地上 12階
- (8) 建物用途 事務所

### 4 縦覧の期間

令和元年9月12日から令和元年9月25日まで

---

## 神戸市公告第677号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和元年9月24日

神戸市長 久元喜造

### 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区五色山5丁目1805番14, 1805番15, 1805番16, 1805番17, 1805番18, 1805番19, 1805番20, 1805番21, 1805番22 の内2工区

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市垂水区歌敷山1丁目1番45号

勝見 弘子

### 3 許可番号

平成29年9月19日 第6815号

---

## 神戸市公告第678号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和元年9月24日

神戸市長 久元喜造

### 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市灘区鶴甲3丁目23番7, 23番13, 23番14

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区赤坂一丁目8番1号  
日鉄興和不動産株式会社  
代表取締役 今泉 泰彦
  - 3 許可番号  
平成29年2月6日 第6762号  
(令和元年8月15日 第1347号)
- 

### 神戸市公告第679号

都市緑地法（平成16年法律第109号）第54条第2項の規定により緑地協定を認可したので、同条第3項において準用する同法第47条第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該緑地協定の写しを次の縦覧場所に備えて、公衆の縦覧に供します。

令和元年9月24日

神戸市長 久元 喜造

- 1 緑地協定の名称  
摩耶シティSTATION GATE 緑地協定
  - 2 緑地協定区域  
神戸市灘区灘南通5丁目5番3の一部、5番5の一部、6番2の一部、6番4の一部
  - 3 緑地協定の縦覧場所  
神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号  
神戸市建設局公園部計画課
- 

### 神戸市公告第680号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和元年9月24日

神戸市長 久元 喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市北区菖蒲が丘3丁目11番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
兵庫県明石市桜町4番1号  
株式会社 祥栄  
代表取締役 印 恭則
- 3 許可番号  
平成31年3月6日 第6947号  
(変更許可 平成31年4月2日 第1332号)

**区 役 所****神戸市長田区公告第44号**

次の自動車臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月20日規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和元年9月24日

神戸市長田区長 増 田 匡

番号標に記録された番号	失効年月日
神戸 66-00 神戸	令和元年9月6日

**水 道 局****神戸市水道公告第45号**

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の7第1項において読み替える規程第6条及び規程第21条の7第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年9月11日

神戸市水道事業管理者 広 瀬 朋 義

**1 入札に付する事項**

- (1) 物品の名称  
口径20mm 水道メーター（新調品）購入その4
- (2) 数量  
8,000個
- (3) 納入場所  
神戸市長田区房王寺町3丁目1番10号  
神戸市水道局西部センター 房王寺倉庫
- (4) 納入期限  
第1回目 令和元年12月25日まで 2,000個  
第2回目 令和2年1月15日まで 2,000個  
第3回目 令和2年1月22日まで 2,000個  
第4回目 令和2年1月29日まで 2,000個
- (5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

**2 入札方式**



兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成30年度及び平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格又は平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 当該物品又はこれと同等物品について相当数の納入実績があること。
- (4) 当該物品について、水道局の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供できると認められること。
- (5) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

### 4 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市水道局経営企画課（電話番号 078-322-5880）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所本庁舎4号館6階

### 5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）  
神戸市役所本庁舎

### 6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請方法及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

### 7 入札説明書の交付期間及び交付方法

#### (1) 交付期間

公告の日から令和元年9月25日（水）まで

#### (2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

#### (3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

##### ア 交付期間

公告の日から令和元年9月25日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## イ 交付場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

## ウ 交付方法

無料交付

## 8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

## (1) 電子入札による場合

## ア 提出期間

公告の日の翌日から令和元年 9 月 26 日（木）まで

電子入札システムの稼動時間内（土曜、日曜、休日を除く、午前 9 時から午後 8 時）

イ ただし、押印が必要なもの、添付書類の電子データの容量が合計で 3 MB を超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

## (2) 紙入札による場合

## ア 提出期間

公告の日の翌日から令和元年 9 月 27 日（金）まで（神戸市の休日を定める条例第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

## イ 提出場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

## 9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

## 10 入札書の提出期間及び提出方法等

## (1) 電子入札による場合

## ア 提出期間

第 1 日目 令和元年 10 月 24 日（木） 午前 9 時から午後 8 時まで

第 2 日目 令和元年 10 月 25 日（金） 午前 9 時から午前 10 時まで

## イ 提出方法

入札説明書による。

## (2) 紙入札による場合

## ア 提出期限

令和元年 10 月 25 日（金） 午前 10 時まで（郵便による入札については、令和元年 10 月 24 日（木） 午後 5 時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

## イ 提出場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

#### ウ 提出方法

持参し、又は郵送すること。

#### 11 開札の日時等

##### (1) 開札日時

令和元年10月25日（金）午前10時30分から

##### (2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

##### (3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

#### 12 入札保証金

規程第12条の規定により免除します。

#### 13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、1～5号、8～10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規程第9条第1項の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

#### 15 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 本調達後において予定する調達（ただし、時期及び数量については変更することがあります。）

(1) 物品の名称

口径20mm 水道メーター（新調品）購入

(2) 納入期限

令和2年2月14日から令和2年3月31日まで

(3) 数量

8,000個

17 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

18 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局財政部契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和元年9月27日（金）までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 入札参加資格の申請書は、行財政局財政部契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

19 Summary

(1) Contract Content : 20 mm Water Meter

(2) Quantity : 8,000 meters

(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. September 27, 2019.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. October 25, 2019.

(5) Applicants can obtain bid application forms at the Contract Administration Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, City of Kobe, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.

TEL 078-322-5159

---

### 神戸市水道公告第46号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号。以下「規程」という。）第21条の7第1項において読み替える規程第6条及び規程第21条の7第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年9月11日

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋 義

## 1 入札に付する事項

## (1) 特定役務の名称

口径20mm 水道メーター（修理品）その4

## (2) 数量

12,000個

## (3) 納入場所

神戸市長田区房王寺町3丁目1番10号

神戸市水道局西部センター 房王寺倉庫

## (4) 納入期限

第1回目 令和元年12月26日まで 2,000個

第2回目 令和2年1月16日まで 2,000個

第3回目 令和2年1月23日まで 2,000個

第4回目 令和2年1月30日まで 2,000個

第5回目 令和2年2月6日まで 2,000個

第6回目 令和2年2月13日まで 2,000個

## (5) 業務の概要

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

## 2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成30年度及び平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格又は平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 当該物品又はこれと同等物品について相当数の納入実績があること。

(4) 当該物品について、水道局の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供できると認められること。

(5) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

## 4 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市水道局経営企画課（電話番号 078-322-5880）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎4号館6階

## 5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請方法及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和元年9月25日（水）まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札により参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和元年9月25日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和元年9月26日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（土曜、日曜、休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、押印が必要なもの、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和元年9月27日（金）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

10 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和元年10月24日（木） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和元年10月25日（金） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和元年10月25日（金） 午前10時まで（郵便による入札については、令和元年10月24日（木）午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

イ 提出場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

ウ 提出方法

持参し、又は郵送すること。

11 開札の日時等

(1) 開札日時

令和元年10月25日（金） 午前10時30分から

(2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

(3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所本庁舎

12 入札保証金

規程第12条の規定により免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、1～5号、8～10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規程第9条第1項の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

#### 15 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 16 本調達後において予定する調達（ただし、時期及び数量については変更することがあります。）

##### (1) 特定役務の名称

口径20mm 水道メーター（修理品）

##### (2) 納入期限

令和2年2月14日から令和2年3月31日まで

##### (2) 数量

12,000個

#### 17 苦情の申出

この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

#### 18 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局財政部契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和元年9月27日（金）までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 入札参加資格の申請書は、行財政局財政部契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

#### 19 Summary

(1) Contract Content : 20 mm Water Meter repairing

(2) Quantity : 12,000 meters



- (3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. September 27, 2019.
- (4) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. October 25, 2019.
- (5) Applicants can obtain bid application forms at the Contract Administration Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, City of Kobe, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan.  
TEL 078-322-5159

### 神戸市水道公告第50号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和元年9月11日

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋 義

#### 1 入札に付する事項

工 事 名	垂水（福田4丁目）配水管取替工事
工事場所	神戸市垂水区福田4丁目
完成期限	令和2年12月28日
工事概要	布設延長：φ75（給水）－8.9m, φ75－411.6m, φ100－340.4m, φ150－237.6m, φ200－105.2m 撤去延長：φ75（給水）－6.6m, φ75－178.8m, φ100－468.7m, φ150－345.6m, φ200－105.7m
前 払 金	全体の請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	土木工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円（建築の場合は6,000万円）以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	土木A、B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
平成30・31年度 神戸市競争入札 参加資格の点数	土木一般の総合点数が920点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。

- (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
- (3) 神戸市行財政局財政部契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
  - ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。
- ・平成26年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
  - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

### 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎3号館3階  
神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5147）

### 4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

### 5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和元年9月11日（水）～9月24日（火） 土曜、日曜、祝日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和元年9月25日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和元年9月26日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

## 7 開札の日時及び方法

日 時	令和元年9月27日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

## 8 入札保証金

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規定により免除します。

## 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

交 通 局
-------

## 神戸市交通公告第32号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。）第27条の5第1項において読み替える規程第4条及び規程第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年9月11日

神戸市交通事業管理者 岸 田 泰 幸

## 1 入札に付する事項

- (1) 物品の名称及び調達の種類  
バス料金收受システムの購入
- (2) 数量

一式

(3) 納入場所

神戸市交通局が指定する場所

(4) 納入期間

令和3年2月28日まで

(5) 物品の特質等

入札説明書（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）によります。

2 入札方式

兵庫県電子入札共同運営システム（以下、「電子入札システム」という。）を利用する電子入札を原則とします。ただし、電子入札システムを利用する準備が間に合わない等の理由で希望する場合は、紙による入札を認めます。

3 入札に参加する者に必要な資格

第3号及び第4号に掲げる入札参加資格については、審査の申請の受付期間の最終日まで満たすことが必要であり、かつ、申請の受付期間の最終日から引き続き落札決定の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 平成30年度及び平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。または、平成31年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 同様のバス料金收受システムを既に他の交通事業者に納入していること。

4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局総務課（電話番号 078-984-0104）

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号 652-0855）

御崎Uビル3階

5 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

6 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

7 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和元年9月25日（水）まで

(2) 交付方法

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）「神戸市ページの目次>物品発注情報（特定調達契約に係る一般競争入札）」に掲載します。電子入札によ

り参加する者は入札説明書（電子入札用）を、紙入札により参加する者は入札説明書（紙入札用）をダウンロードしてください。

(3) 神戸市電子入札サイトを閲覧することができない者への交付

神戸市電子入札サイトを閲覧することができない場合は、下記のとおり交付します。

ア 交付期間

公告の日から令和元年9月25日（水）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

ウ 交付方法

無料交付

8 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間 公告の翌日から令和元年9月26日（木）まで

電子入札システムの稼働時間内（土曜、日曜、休日を除く、午前9時から午後8時）

イ ただし、押印が必要なもの、添付書類の電子データの容量が合計で3MBを超えるもの、電子入札システムによる提出書類で不備があるもの等の提出期間及び提出場所は、下記(2)によります。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間

公告の日の翌日から令和元年9月27日（金）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

9 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

10 入札書の提出期間等、提出場所及び提出方法

(1) 電子入札による場合

ア 提出期間

第1日目 令和元年10月24日（木） 午前9時から午後8時まで

第2日目 令和元年10月25日（金） 午前9時から午前10時まで

イ 提出方法

入札説明書による。

(2) 紙入札による場合

ア 提出期限

令和元年10月25日（金）午前10時まで（郵便による入札については、10月24日（木）午後5時までに次号に掲げる提出場所に必着のこと。）

#### イ 提出場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

#### 11 開札の日時等

##### (1) 開札日時

令和元年10月25日（金）午前10時30分から

##### (2) 再入札

再入札は1回のみ行います。

##### (3) 紙入札の場合の開札結果の閲覧場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市行財政局財政部契約監理課（電話番号 078-322-5159）

#### 12 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

#### 13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。ただし、1～5号、8～10号については、紙入札の場合に限ります。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名及び押印がないとき。

(4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。

(8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

(12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

#### 14 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、規程第10条の規定により定めた予定価格の110分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

#### 15 特定調達契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 16 その他

(1) 第3項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者は、当該入札に参加する者に必要な入札参加資格の審査の申請を行財政局財政部契約監理課に行えば、当該審査を受けることができます。

ただし、令和元年9月27日（金）の午後5時までに入札参加資格の審査の申請を行わない場合は、当該入札に参加することはできません。

(2) 入札参加資格の申請書は、行財政局財政部契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

## 17 Summary

(1) Contract Content : Bus charge receipt system

(2) 1 set

(3) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 5:00 P.M. September 27, 2019.

(4) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. October 25, 2019.

(5) Applicants can obtain bid application forms at the Contract Administration Division, Finance Department, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1, Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan. TEL 078-322-5159

教育委員会
-------

尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則をここに公布する。

令和元年9月9日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

**神戸市教育委員会規則第8号**

尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第1条第2項の規定に基づき、尼崎市の中学校生徒死亡事案に関するいじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、当該事案に関して、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定する調査を行う。

2 委員会は、前項の規定による調査により判明した事実及びその評価並びに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出するものとする。

3 職員は、委員会から第1項の調査並びに第2項の規定による報告書の作成に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものとする。

(組織)

第3条 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医療、心理、福祉、又は教育に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 前条第1項の調査並びに同条第2項の報告書の作成及びこれらに伴う業務（以下「調査等」という。）を補助させるため必要があるときは、委員会に調査補助員を置くことができる。

3 前項の調査補助員は、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 教育委員会は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査補助員は、前条第4項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取等に関する協力の要請）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

（除斥）

第8条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

（会議の公開等）

第9条 委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

（施行細目の委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。



(失効)

2 この規則は、次に掲げる日のうちいずれか早い日限り、その効力を失う。

- (1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日
- (2) 委員会が第2条第2項の報告書の提出を終了した日

**選挙管理委員会**

**神戸市選告示第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年 9月10日

神戸市選挙管理委員会  
委員長 井上考之

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	25,301
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	210,840
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	258,130
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東 灘 区	58,191
灘 区	36,097
中 央 区	36,360
兵 庫 区	30,207
北 区	60,551
長 田 区	26,703
須 磨 区	45,190
垂 水 区	61,265
西 区	67,118

そ の 他
-------

### 神戸市道路公社公告第112号

令和元年10月1日からの消費税率変更に伴い、西神戸有料道路、六甲有料道路・六甲北有料道路・六甲北有料道路2期、三宮中央通り駐車場、神戸駅南駐車場、大倉山駐車場及び荒田公園駐車場の料金を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告します。

令和元年 9月24日

神戸市道路公社

理事長 末 永 清 冬

#### 1 西神戸有料道路

料金所	車種区分	改定料金
天王谷本線	普通車	370円
	軽自動車	260円
	大型車Ⅰ	570円
	大型車Ⅱ	730円
	軽車両等	20円
天王谷出入口	普通車	210円
	軽自動車	160円
	大型車Ⅰ	360円
	大型車Ⅱ	420円
	軽車両等	10円

#### 2 六甲有料道路・六甲北有料道路・六甲北有料道路2期

料金所	車種区分	改定料金
六甲山トンネル	普通車	210円
	普通車（オフピーク割引）	100円
	軽自動車	100円
	軽自動車（オフピーク割引）	50円
	大型車Ⅰ	340円
	大型車Ⅱ	760円
	軽車両等	10円
有野本線	普通車	260円
	軽自動車	160円
	大型車Ⅰ	440円
	大型車Ⅱ	1,000円

	軽車両等	20円
有野出入口	普通車	110円
	軽自動車	50円
	大型車Ⅰ	160円
	大型車Ⅱ	390円
	軽車両等	10円
柳谷	普通車	150円
	軽自動車	110円
	大型車Ⅰ	280円
	大型車Ⅱ	610円
大沢本線	普通車	160円
	軽自動車	110円
	大型車Ⅰ	260円
	大型車Ⅱ	590円
	軽車両等	10円
大沢出入口	普通車	100円
	軽自動車	50円
	大型車Ⅰ	160円
	大型車Ⅱ	380円
	軽車両等	10円

## 3 三宮中央通り駐車場

料金区分		改定料金
時間料金	30分まで	250円
	30分以降12分毎	100円
特別料金	上限料金（平日）	1,530円
	上限料金（土日祝）	1,830円
	全日定期	35,650円
	昼間定期	30,560円
	夜間定期	22,410円
	平日昼間定期	22,410円
回数券	30分11枚	2,500円
	30分110枚	25,000円
自動二輪	1日1回	410円
	定期	6,110円

## 4 神戸駅南駐車場

料金区分		改定料金
時間料金	昼間30分まで	200円
	昼間30分以降15分毎	100円
	夜間60分毎	100円
特別料金	上限料金（平日）	1,220円
	上限料金（土日祝）	1,530円
	全日定期	30,560円
	昼間定期	26,480円
	夜間定期	15,790円
	平日昼間定期	18,330円
回数券	30分11枚	2,000円
	30分110枚	20,000円
自動二輪	1日1回	310円
	定期	4,580円

## 5 大倉山駐車場

料金区分		改定料金
時間料金	昼間30分まで	150円
	昼間30分以降10分毎	50円
	夜間60分毎	100円
特別料金	上限料金	1,020円
	全日定期	24,440円
	昼間定期	18,330円
	夜間定期	12,220円
	平日昼間定期	15,280円
回数券	30分11枚	1,500円
	30分110枚	15,000円

## 6 荒田公園駐車場

料金区分		改定料金
時間料金	30分まで	150円
	30分以降10分毎	50円
特別料金	上限料金	810円
	全日定期	19,350円
	昼間定期	17,310円

	夜間定期	9,170円
	平日昼間定期	14,260円
回数券	30分11枚	1,500円
	30分110枚	15,000円
自動二輪	1日1回	310円
	定期	4,580円

## 7 実施日

料金の変更は、令和元年10月1日より実施します。